

## Tellus サービス約款

### 第1章 総則

#### 第1節 通則

##### 第1条（目的および適用・使用言語等）

1. この Tellus サービス約款（以下、「本約款」といいます）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する衛星データ等の提供プラットフォームサービスである「Tellus」（以下、「本サービス」といい、詳細は第2条に定めま
2. 当社は、本約款に基づき、本サービスの利用を希望する者と契約（以下、その契約を「利用契約」といい、当社と利用契約を締結した者を「利用者」といいます）を締結の上、利用者に対して本サービスを提供します。利用契約には、本約款が適用され、これにより利用契約の内容が規律されるものとします。
3. 本約款中で指定されるウェブページ（URL による指定、名称その他の方法による指定を問いません）は、特に明記がない限り、本約款の一部を構成するものではありません。
4. 本約款、これに基づく利用契約および当社による本サービスに関する説明（当社が提供するウェブサイトにおけるものを含みます）は、全て日本語によるものが正文であり、他の言語によるものは正文とはなりません。日本語によるものの内容と他の言語によるものとの内容に相違がある場合は、日本語によるものの内容が優先し、他の言語によるものにより日本語によるものの内容を補充または修正することはできません。
5. 本約款に基づく利用契約において、年、月、日、時間等の暦は日本の暦に従うものとします。
6. 本約款において、法令の名称は特に断りがない場合、日本の法令の名称を意味します。

##### 第2条（本サービスの内容・使用言語）

1. 本サービスは、人工衛星を用いて取得されるデータ（以下、「衛星データ」といいます）および位置情報に紐づいて取得されるデータ（以下、「地上データ」といい、衛星データと地上データを総称して「衛星データ等」といいます）その他のデータならびにこれらを活用するためのサービスの提供を行うプラットフォームサービスです。利用者は、本サービスを開発、研究または教育目的で使用し、第13条第2項に定める二次成果物を作成することができます。
2. 当社が本サービスにおいて提供する各サービスの具体的な内容は、本約款で定めるほか、当社が提供するウェブサイトに定めるとおりとします。
3. 当社が本サービスを提供する際に使用する言語は、当社が別途認めた場合を除き日本語または英語とします。本サービスに関する利用契約の申込み、および契約終了後の取扱いについても同様とします。

### 第3条（通知・報告）

1. 当社から利用者に対する通知および報告は、利用者が本サービスの利用に際して登録した電子メールアドレスへの電子メールの送信、書面の送付、当社が提供するウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。通知および報告に用いる言語は当社が別途認めた場合を除き日本語または英語とします。利用者は、日本語および英語が用いられた電子メールを正しく受信し、閲覧できる環境、ならびに日本語および英語が用いられた当社が提供するウェブサイトを正しく閲覧できる環境を自己の費用と責任において用意しなければなりません。
2. 当社が前項記載の方法のうち電子メールの送信または当社が提供するウェブサイトへの掲載により通知または報告を行う場合には、当該通知または報告は、当社がその発信または送信可能化に必要な処理を完了した日に行われたものとしします。
3. 当社が利用者に対して第1項記載の方法により通知または報告した場合において、当該通知または報告が利用者に到達しなかったか、電子メールや当社が提供するウェブサイトの日本語を正しく表示できなかったとしても、当該不到達や正しい表示ができなかったことに起因して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとしします。
4. 利用者が当社に対し、請求、通知、問合せその他の連絡（以下、「連絡等」といいます）を行う場合に使用できる言語は、当該連絡等に用いる方法（電子メール、郵便、ファクシミリ、電話を含みますがこれらに限りません）にかかわらず、日本語または英語のみとし、他の言語を連絡等に用いた場合、当該連絡等はなかったものとみなされます。

### 第4条（約款の変更）

1. 当社は、本約款を変更することがあります。本約款が変更された場合には、既に締結された利用契約にも変更後の本約款が適用されるものとしします。
2. 変更後の本約款については、当社が別途定めた日（以下、「効力発生日」という）から効力を生じるものとしします。
3. 当社は、本約款を変更する場合は、変更する30日前までに、変更する旨、変更後の本約款の内容および効力発生日を電子メールの送信もしくは当社が提供するウェブサイトに掲載することにより、利用者に通知するものとしします。

## 第2節 利用契約

### 第5条（利用契約）

1. 本サービスの利用を希望する者は、当社が提供するウェブサイト上の申込画面に必要事項を入力し、当社に送信する方法による利用申込み（以下、「申込み」といい、申込みを行う者を「申込者」といいます）を行うものとしします。当社が、当社所定の方法により、当該申込みに対する審査を行った結果、申込者に対して承諾を通知した場合には、

当該通知が行われたときに利用契約は成立します。なお、次の各号に該当する場合には、当社は、申込みを承諾しないことがあります。

- i. 当社が、申込みに係る本サービスの提供または本サービスに係るサーバ設備または電気通信設備等（第12条で定義します）の手配・保守が困難と判断した場合
  - ii. 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、申込者が当社と利用契約を締結した場合に契約上の義務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - iii. 申込みの内容に虚偽記載があると当社が判断した場合
  - iv. 当社が別途定める本サービスを提供する国（以下、「指定国」といいます）のいずれにも申込者が在住していない場合
  - v. 申込者につき第10条第1項第2号または第3号に掲げる事由が存在する場合
  - vi. 本サービスの利用料金の決済に用いるものとして申込者が指定するクレジットカードまたは預金口座が決済に適切に用いることのできるものではない場合
  - vii. 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または民法第17条第1項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、申込みにつき法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていないと当社が判断した場合、または指定国において申込者が類似の状態にあると当社が判断した場合
  - viii. 申込者に対する本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められると当社が判断した場合
  - ix. 申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用するおそれがあると当社が判断した場合
  - x. 申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者、または日本における暴力団関係者その他反社会的団体に属する者に相当する者であると当社が判断した場合
  - xi. その他、当社が申込みを承諾することが不相当であると当社が認める場合
2. 前項の規定により当社が本サービスの申込みを拒絶した場合は、当社は速やかに申込者へ通知するものとします。なお、当社は、申込みを拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。

#### 第6条（契約事項の変更の届出）

1. 利用者は、申込みの際の登録事項に変更があった場合、当社所定の様式により速やかに当社に対して届け出るものとします。
2. 利用者である法人が合併した場合に、合併後存続する法人または合併により新設された法人は、合併の効力発生日から14日以内に当社所定の書類を当社に届け出るものとします。
3. 当社は、前二項の変更の届出が遅れたことまたは利用者が当該届出を怠ったことにより

利用者または第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとし、当該届出が遅れたことまたは利用者が当該届出を怠ったことにより当社からの通知または報告が不着または延着となった場合でも、通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとし、

4. 当社は、利用者について次の事情が生じた場合は、利用者の同一性または事業の継続性が認められる場合に限り、第2項および第3項を準用し、利用者の実質的な同一性または事業の実質的な継続性が認められる者への利用者の変更を認めることができるものとし、
  - i. 個人から法人への変更
  - ii. 利用者である法人の分割または事業譲渡による新たな法人への承継
  - iii. 利用者である任意団体の代表者の変更
  - iv. その他前各号に類する変更

#### 第7条（相続）

1. 利用者であった個人が死亡した場合、利用契約は終了するものとし、ただし、相続の開始から14日以内に、その利用契約上の地位を単独で承継するとして相続人が当社所定の書類を届け出た場合、当該相続人は、利用契約上の地位を承継できるものとし、

#### 第8条（利用契約上の地位等の譲渡等）

1. 利用者は、当社の事前の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位もしくは権利を第三者に譲渡し、担保として提供等し、または利用契約上の地位もしくは義務を第三者に引き受けさせることはできません。
2. 利用者は、本サービスの利用に関して当社が発行したアカウントを用いて第三者が行った一切の行為（不作為を含みます）について、利用者の関与の有無を問わず、当社に対し、利用契約または法令に基づく民事上の一切の義務ないし責任を負うものとし、

#### 第9条（利用者が行う契約の解除）

1. 利用者は、当社に対して当社所定の方法により通知することにより、当社が通知する解除日をもって、利用契約を解除することができます。なお、当社に対し、利用契約に関連する債務がある場合には、利用者は直ちにその全てを弁済するものとし、

#### 第10条（当社が行う契約の解除）

1. 当社は、利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該利用者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとし、当該

利用者は、当社に対して負う債務がある場合には、当然に期限の利益を喪失し、直ちにその全てを弁済するものとします。

- i. 第5条第1項各号、第12条第1項各号、第18条第1項各号その他本約款で定める禁止事項のいずれかに該当する場合
- ii. 本サービスに関連して当社と別途締結する契約に基づく利用料金の支払いを遅滞した場合
- iii. 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があった場合、もしくは清算に入った場合、または指定国においてこれらに類似の状態にあると当社が判断した場合
- iv. 手形、小切手が不渡りとなった等、支払いを停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
- v. 利用者の行為（不作為を含みます）により、公的機関等によって当社の許可証その他関連資格が取り消される可能性があるとして当社が判断した場合

### 第3節 利用料金

#### 第11条（利用料金）

1. 本サービスは、2021年12月末日または当社が別途定める日のいずれか遅い日まで無償とします。ただし、当社は、本サービスに関連して、利用者と別途契約を締結することにより、有償でサービス提供することができるものとし、その利用料金、支払方法および支払期限等は、当社と利用者との間で締結される契約に定めるものとします。また、第2章第4節に定める Tellus マーケットにおいて、第三者から利用者に提供されるツールの利用または第2章第5節に定める Tellus Satellite Data Traveler において、第三者の代理店である当社から利用者に提供される衛星データの利用については、利用許諾代金が発生する場合があります。
2. 前項に定める無償期間終了後については、当社は、当社が別途定める日より、無償で提供されていた本サービスの全部または一部を有償で提供することができるものとします。当該日以降も本サービスの利用を希望する利用者は、改めて本約款その他当社との本サービスの利用に関する契約の内容を確認の上、同意する必要があります。

### 第4節 本サービスの利用条件

#### 第12条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスの利用（二次成果物の利用も含みます）に際し、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
  - i. 当社もしくは第三者の著作権・商標権・特許権等の知的財産権（日本の国内外を問いません）を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

- ii. 当社もしくは第三者の財産、プライバシー、肖像権その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- iii. 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為、またはこれらのおそれのある行為
- iv. 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等、日本の法令または利用者に適用される法令（日本国内外の法令を問わず、当社が適用されると判断する法令を含みます。また、各法令には条例および規則を含みます。本約款において以下同じ）の下で犯罪とされるものに結びつく、またはそのおそれのある行為
- v. 日本の法令または利用者に適用される法令の下でわいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に当たるとされる画像、文書等を送信または掲載する行為
- vi. 日本の法令または利用者に適用される法令の下で無限連鎖講（ネズミ講）とされるものを開設し、またはこれにつき勧誘する行為
- vii. 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- viii. ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- ix. 本サービスに関するサーバ、ネットワーク機器等の設備（利用者が設置するものを含み、以下、「サーバ設備」といいます）、または当社のルータ機器、バックボーン設備、回線設備、電源設備その他の当社が本サービスを提供するにあたり用いる設備等（ただし、サーバ設備は除きます）（以下、「電気通信設備等」といいます）に不正にアクセスする行為（リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBLまたはその他の方法でソースコードの一部もしくは全部を抽出しようとする行為を含むがこれらに限りません）
- x. 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール（スパムメール等）や他者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）等を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為（チェーンメール）および当該依頼に応じて電子メールを転送する行為
- xi. 当社もしくは第三者の設備等またはサーバ設備もしくは電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- xii. 第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為
- xiii. 当社の本サービスの提供を妨害する、または妨害するおそれのある行為
- xiv. 日本の法令または利用者に適用される法令に照らし、違法に賭博・ギャンブルを行い、または勧誘する行為
- xv. 日本の法令または利用者に適用される法令における違法行為（けん銃等の譲渡、

- 児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負い、仲介し、または誘引(他人に依頼することを含みます)する行為
- xvi. 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる、またはそのおそれのある情報を掲載し、または不特定多数の者にあてて送信する行為
  - xvii. 人を自殺に誘引または勧誘する行為
  - xviii. 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報またはこれらのおそれのある情報を不特定の者をしてウェブページに掲載等させることを助長する行為
  - xix. 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかける行為、社会的に許されないような行為、またはこれらのおそれのある行為
  - xx. 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
  - xxi. 日本の法令または利用者に適用される法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
  - xxii. 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(平成28年法律第77号)(以下、「衛星リモセン法」といいます)における法規制に反する行為、または衛星リモセン法の立法趣旨に鑑み当社が衛星画像の悪用であると判断する行為
  - xxiii. その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
  - xxiv. その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為
2. 前項各号のほか、当社は必要に応じ当社が提供するウェブサイト上において禁止事項および注意事項等を別途定めることができ、利用者はこれを遵守するものとします。

### 第13条(第三者の利用)

1. 利用者は、本サービスの全部もしくは一部を、有償または無償を問わず、自己以外の者に利用させる(直接または間接を問わず、ID・アカウント・パスワード等を貸与または発行して本サービスを利用させること、本サービスを組み込んだサービスを利用させることを含みますが、これらに限りません)ことはできません。
2. 利用者は、利用者が本サービスを使用して作成した二次成果物(衛星データ等が保持するピクセル構造その他の情報の全部または一部を保持せず、かつ衛星データ等を復元することができない不可逆なものを指し、以下、「二次成果物」といいます)を、第三者(二次成果物を利用する第三者を、以下、「エンドユーザー」といいます)に無償で利用させることができます。ただし、第2章第4節に定める Tellus マーケットにおいて、第三者から利用者に提供されるツールを利用して作成した二次成果物については、各ツールの利用許諾条件に従うものとします。エンドユーザーに二次成果物を利用さ

せる場合、利用者は二次成果物に、上位規約等（第15条で定義します）に基づく権利表示をしなければなりません。また、利用者はエンドユーザーに対して本約款および上位規約等を遵守させる義務を負うものとします。

3. 利用者は、二次成果物（第2章第4節に定める Tellus マーケットにおいて、第三者から利用者に提供されるツールを利用して作成した二次成果物を除きます）をエンドユーザーに有償で利用させる場合（以下、「商用利用」といいます）には、当社と別途契約を締結する必要があります。なお、当社は、当該利用に関する契約締結が適切ではないと当社が判断した場合には、利用者と当該契約を締結しないことができるものとし、その理由について当該利用者の開示する義務を負わないものとします。
4. 前二項にかかわらず、利用者は、次の各号に該当する者に、二次成果物を使用させることはできません。
  - i. 衛星リモセン法第21条第3項第1号のいずれかに該当する者
  - ii. 衛星リモセン法第21条第3項第2号の基準を満たしていない者
5. エンドユーザーが行った一切の行為（不作為を含みます）は、利用者の関与の有無を問わず、利用者が行った行為とみなされ、利用者は、当社および第三者に対して民事上の全ての責任および義務（エンドユーザーが当社および第三者に対して負うものを含みます。）を負うことについて同意します。
6. 二次成果物の利用に関して利用者は一切の責任を負うものとし、当社は、利用者またはエンドユーザーによる二次成果物の利用に関し、利用契約上、また、当該二次成果物の利用に関して当社と利用者との間で締結した契約上も、何らの義務ないし責任も負いません。

#### 第14条（情報の維持、管理等）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたって、当社が発行したアカウントおよびパスワード、サーバ設備、通信設備、その他本サービスに関し利用者において維持管理を要する情報、機器、ソフトウェア、システム等につき、自己の責任において適切に管理するものとし、当該管理により生じた結果（当社が発行したアカウントまたはパスワードを第三者に開示し、漏洩しまたは推知されたことにより生じた結果を含みます）につき当社に対し全責任を負うものとします。
2. 利用者は、本サービスに関し当社が利用者の利用に供した機器（以下、「本件機器」といいます）に保存したデータ（個人情報、機密情報その他本サービスの提供開始以降に本件機器の利用者用の領域上に保存された全てのデータをいい、以下、「利用者データ」といいます）を、自己の責任と費用負担において管理し、バックアップを行うものとします。当社は、利用者データに対して何ら関与および関知するものではなく、事由の如何にかかわらず、次の各号に該当する事項について、第22条第2項ただし書に定める場合を除き、何ら責任を負うものではありません。



- i. 利用者データの漏洩、滅失等に関する発生
  - ii. 利用者データの漏洩、滅失等に対する当社での予防
  - iii. 利用者データの漏洩、滅失等が発生した場合の当社での対応
  - iv. 利用者データの復旧
3. 利用者は、事由の如何にかかわらず、解約または解除により、本サービスの利用契約が終了する場合、当該利用契約の終了の日までに、本サービスに関する本件機器から利用者データを削除するものとします。当該利用契約が終了したにもかかわらず、本サービスに関する本件機器に利用者データが残置されていた場合、当社は当該利用者データを削除することができ、当該削除に関し何らの責任も負わないものとします。

#### 第15条（上位規約等への同意）

1. 利用者は、本サービスにおいて利用者が利用する衛星データ等、機器、OS、アプリケーション、ソフトウェアその他のもの（以下、「利用機器等」といいます）について、利用機器等の提供元が、約款、規約、ライセンスその他名称を問わず、当該利用機器等の利用に関する条件（利用時における最新のことを指し、以下、「上位規約等」といいます）を定めている場合、本サービスの利用に際し、上位規約等を確認し、遵守する義務を負い、当該上位規約等の内容は、本サービスに適用されます。なお、衛星データ等の利用に関し、利用者が上位規約等に違反したことによる責任は利用者が負うものとし、当該違反により当社が被った損害は、利用者が補償するものとします。
2. 本約款に特別に定める場合を除き、衛星データ等の利用に関し本約款と上位規約等に矛盾または抵触する規定がある場合、上位規約等の規定が優先して適用されるものとします。

#### 第16条（データ等の利用）

1. 利用者は、本サービスにおいて提供される衛星データ等、OS、アプリケーション、ソフトウェア等（以下、これらを併せて「提供データ等」といいます）について、本サービスにおいて自らが利用する目的にのみ利用（将来の商用利用の目的のために二次成果物を開発する場合を含みます）することが可能であり、上位規約等において認められる範囲を超えてこれを利用すること（上位規約等において許諾されていない提供データ等の本サービス外へのダウンロード、複製および再配布等を含みますが、これに限られません）はできないものとします。なお、利用者が、二次成果物の商用利用を開始する場合には、第13条第3項に従って、当社と別途契約を締結しなければなりません
2. 提供データ等に関する著作権その他の一切の権利は、提供データ等の権利者に帰属します。当社は、利用者に対し、これらの権利について譲渡、許諾等を行うものではありません。ただし、提供データ等の権利者が、利用者が本サービスにおいて提供データ等を利用するにあたって当社からの許諾が必要であるとする場合であって、かつ、当社が当

該許諾をすることが可能であると認める場合には、当社は、当該権利者の定めるところに従って、本サービスの利用に必要な範囲に限り利用者に対し許諾をするものとし、利用者は、提供データ等の利用に際しては、必ず上位規約等の定めに従うものとします。

3. 利用者は、前二項に定める利用者に認められた利用範囲を超えた提供データ等の利用または前項に定める提供データ等の権利を侵害したことによって当社に損害を与えた場合、これを賠償する責任を負うものとします。
4. 当社は、提供データ等に関し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証（完全性、正確性、第三者の権利の非侵害性を含みますが、これらに限りません）も行わないものとします。

#### 第17条（違反等に対する措置）

1. 当社は、利用者が第12条その他本約款で定める禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合、利用者の本サービスの利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、その他本サービスの運営上必要であると当社が判断した場合は、当該利用者に対し、次の措置をいずれか単独でまたは複数組み合わせさせて講ずることがあります。
  - i. 第12条その他本約款で定める禁止事項に該当する行為を止めるよう要求
  - ii. 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求
  - iii. 本サービスを利用してインターネット上に掲載した情報（二次成果物に関する情報も含み、次号も同じです）を削除するよう要求
  - iv. 事前に通知することなく、利用者または利用者の関係者が本サービスを通じてインターネット上に掲載した情報の全部または一部を本件機器から削除し、または他者が閲覧できない状態に置く
  - v. 本サービスの機能の一部の利用を制限
  - vi. 次条第1項の規定に基づき本サービスの提供を一時停止
  - vii. 第10条第1項の規定に基づき利用契約を解除
2. 当社は、前項に基づき前項各号のいずれかの措置を講ずる場合には、利用者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

#### 第18条（提供の一時停止等）

1. 当社は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該利用者に対する本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または当該利用者による本サービスの利用の全部または一部を制限することができます。当該一時停止または利用制限に関し、当社は利用者に対し何らの責任も負いません。

- i. 利用者が当社と別途締結する契約に基づく利用料金の支払いを遅滞した場合
  - ii. 利用者の行為（不作為を含みます）により当社のサーバ設備または電気通信設備等に支障が生じ、またはそのおそれがある等、当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合
  - iii. 利用者が申込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
  - iv. 前条第1項第1号、同第2号、または同第3号の要求を受けた利用者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
  - v. その他、本約款に違反したと当社が判断した場合
2. 当社は、本サービスの提供の一時停止または利用の制限をする場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
  3. 当社が第1項に基づき本サービスの提供の一時停止または利用の制限をした場合であっても、利用者は、当該一時停止または利用制限期間における本サービスの利用料金を支払うものとします。

#### 第19条（利用者の損害賠償責任）

1. 利用者またはその代理人もしくは使用人その他利用者の関係者が本約款に違反する行為により当社に損害を与えた場合、利用者は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

#### 第5節 提供の中断等

##### 第20条（提供の中断）

1. 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの一部または全部の提供を中断することがあります。
  - i. サーバ設備または電気通信設備等の保守、工事、移設等のため必要である場合
  - ii. 電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災その他の非常事態が発生し、またはそのおそれがあるため、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要がある場合
  - iii. 電気通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中断した場合
  - iv. 日本または日本以外の国の公権力（公的機関を含みます。以下、「公的機関等」といいます）による命令、処分、要請等があった場合
  - v. 第三者の行為（不作為を含みます）により当社のサーバ設備または電気通信設備等に支障が生じ、またはそのおそれがある等、当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合
2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供を中断する場合には、各利用者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限り

ではありません。

3. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中断する場合、当該中断の目的達成のために必要な範囲で、サーバ設備または電気通信設備等を移設等することができるものとします。
4. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中断する場合に、当該中断または前項に基づく移設等により各利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。
5. 当社が第1項に基づき本サービスの提供を中断した場合であっても、利用者は、当該中断期間における本サービスの利用料金を支払うものとします。

## 第21条（提供の廃止）

1. 当社は、業務の都合によりやむを得ず本サービスの全部または一部を廃止することがあります。その際は、廃止する30日前までに利用者に対し事前に通知を行うものとします。ただし、公的機関等による命令、処分、要請等により直ちに本サービスの利用者への提供を廃止する必要性が生じたときと当社が判断したときは、利用者へ通知を行うことなく直ちに廃止を行う場合があります。
2. 前項に基づき本サービスの提供を廃止する場合、当該廃止により利用者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。

## 第6節 免責等

### 第22条（非保証、免責）

1. 当社は、本約款で特別に定める場合を除き、利用者への本サービス（本サービスを通じて当社が利用者へ提供する衛星データ等、アプリケーションおよびソフトウェア等（第40条に定める公式ツールを含みますがこれに限りません）を含みます。以下本条において同じ）の提供に関し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証（特定目的への適合性、機能および効果の有効性、サービスの品質、脅威に対する安全性、商品性、完全性、正確性、複製・移設等されたデータの同一性または整合性、第三者の権利の非侵害性、本サービスに基づき利用者へ提供される機器および設備の正常な稼働、本サービスの定常的な提供等を含みますが、これらに限りません）も行わないものとします。
2. 当社は、本約款で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害（本サービスの利用の不能、本サービスにより提供される機器・設備・ソフトウェアの不具合・故障、本サービスの提供の遅延、利用者設置データの損壊・消失および第三者による盗用・漏洩、ウイルス・マルウェア等への感染、第三者による不正アクセス・クラッキング・セキュリティホールが悪用等による損害を含みますが、これらに限りません。以下同じ）については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任（日本および日本以外の国におけるものの両方を含みます。以下同じ）を問わず賠償の責任

を負わないものとします。ただし、個人（事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます）の利用者が当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。この場合、当社は、当社の責めに帰すべき事由による債務不履行または不法行為により生じた直接の通常損害についてのみ、賠償する責任を負うものとします。

3. 前項に基づき当社が賠償を支払う場合、日本円にて行うものとします。
4. 第2項にかかわらず、当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、日本または日本以外の国の法令の制定・改廃、公的機関等による命令・処分・要請、インターネットの利用制限、インターネットを経由した通信の一部のフィルタリングまたは遮断、争議行為、輸送機関・通信回線その他当社の責めに帰することができない事由による本サービスの全部または一部の履行遅滞または履行不能について、利用者に対して何らの責任を負わないものとします。
5. 利用者の本サービスの利用に起因して日本または日本以外の国における第三者と当社または利用者との間に発生した紛争に関しては、当該利用者が自らその責任と費用負担において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

## 第7節 雑則

### 第23条（通信の秘密の保護）

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務および日本以外の国の法令に基づく守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、利用者が第12条第1項各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合、本サービスの円滑な提供を確保するために必要と当社が認める範囲で利用者の通信の秘密に属する情報の一部を第三者に提供することができません。

### 第24条（個人情報情報の保護、PCI DSS への準拠）

1. 当社は、利用者の個人情報情報を、当社が提供するウェブサイトにおいて定める「個人情報情報の取扱いについて」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、本サービスの提供において、PCI DSS が定める物理的セキュリティの要件を遵

守します。

## 第25条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自己または自己の代理人、媒介をする者もしくは履行補助者（利用者が業務を行うために用いる者をいい、個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる下請事業者を含みます。以下同じ）が、本サービスの利用開始日において次の各号の一に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - i. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下、「反社会的勢力」と総称します）であること。
  - ii. 反社会的勢力が、実質的に経営を支配または経営に関与していると認められる関係を有すること。
  - iii. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。
  - iv. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - v. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 利用者は、自己、自己の代理人、媒介をする者もしくは履行補助者が、自らまたは第三者を利用して、当社または当社との関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫の言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、当社の信用を毀損または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約するものとします。
3. 当社は、利用者が前二項のいずれかに違反したと当社が認めた場合、当該利用者に何らの通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとし、解除された当該利用者は、解除により損害を被ったとしても当社に対して何ら損害賠償請求をすることはできないものとします。
4. 当社は、利用者が反社会的勢力に該当すると当社が認めた場合には、当該利用者に対し、必要に応じて説明または資料の提出を求めることができ、当該利用者は速やかにこれに応じなければならないものとします。当該利用者がこれに速やかに応じず、あるいは、虚偽の説明をする、虚偽の資料を提出するなど誠実に対応しなかったと当社が認めた場合、当社は、当該利用者に何らの通知、催告をすることなく、直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとし、解除された当該利用者は、解除により損害を被ったとしても当社に対して何ら損害賠償請求をすることはできないものとします。

## 第26条（準拠法）

1. 本約款および利用契約の準拠法は、日本法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

## 第27条（紛争の解決）

1. 利用契約について紛争、疑義、または取決められていない事項が発生した場合は、当社および利用者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。
2. 利用契約に起因し、または利用契約に関連する一切の紛争について、利用者が当社を提訴する場合は、東京地方裁判所を、第一審における専属的合意管轄裁判所とします。当社が利用者を提訴する場合は、それぞれの国の法により裁判管轄を有する裁判所に加え、東京地方裁判所に提訴をすることができ、また、当社の選択により、裁判所への提訴に代えて、日本の東京における日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って行われる仲裁により解決することができ、利用者はこれに同意します。当該仲裁は、当社によって選任される1名の仲裁人により行われ、仲裁手続の言語は日本語とします。当該仲裁における判断は上訴の権利を伴わず、利用者および当社を拘束します。

## 第28条（分離可能性）

1. 本約款について、いずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の日本または利用者が居住する国（利用者が法人の場合は、利用者の本店が所在する国）の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、当該約款の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

## 第2章 サービスの種類

### 第1節 Tellus data Operation System

#### 第29条（OS サービスの内容）

1. Tellus data Operation System（以下、「OS サービス」といいます）は、衛星データ等（利用者がアップロードしたデータを含みます）を本サービスの画面上で閲覧し、解析しおよび表示画面のスクリーンショットをすることができるサービスです。

#### 第30条（禁止事項）

1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
  - i. OS サービスを利用して、本サービスにおいて提供される衛星データ等（上位規約等において複製が許諾されているものを除く）を本サービス外にダウンロードする行為

- ii. 当社が別途指定する容量制限を超過するデータその他当社が適切でないと判断するデータをアップロードする行為
- iii. 表示画面をダウンロードしたファイルに埋め込まれた権利表示を、削除または改変して、当該ファイルを第三者に提供する行為

## 第2節 統合開発環境

### 第31条 (IDE サービスの内容)

1. 統合開発環境 (以下、「IDE サービス」といいます) は、衛星データ等を解析するソフトウェアの開発環境です。

### 第32条 (IDE 契約)

1. IDE サービスの利用には、当社との間で別途契約 (以下、「IDE 契約」といいます) が必要となります。IDE サービスの提供条件の詳細は、IDE 契約に定めるものとします。
2. IDE サービスは、当社が提供する「さくらのクラウドサービス」を利用します。利用者は、当社が定める、利用者が IDE サービスの利用を行っている時点で最新の「基本約款」および「さくらのクラウド約款」を遵守するものとします。

### 第33条 (契約期間)

1. IDE サービスの契約期間は、IDE 契約に定めるものとします。ただし、IDE サービスの契約期間にかかわらず、本約款に基づく本サービスの利用契約が終了した場合には、IDE 契約も当然に終了するものとします。
2. 利用者は、契約期間の満了により、または事由の如何にかかわらず、解約もしくは解除により、IDE 契約が終了する場合、当該終了の日までに、IDE サービスに関する本件機器から利用者データを削除するものとします。IDE 契約が終了したにもかかわらず、IDE サービスに関する本件機器に利用者データが残置されていた場合、当社は当該利用者データを削除することができ、当該削除に関し何らの責任も負わないものとします。

### 第34条 (禁止事項)

1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
  - i. IDE サービスを、本サービスにおいて提供される衛星データ等の解析以外の目的で利用する行為
  - ii. IDE サービスを利用して、本サービスにおいて提供される衛星データ等 (上位規約等において複製が許諾されているものを除く) を本サービス外にダウンロードする行為
  - iii. IDE サービスを利用して作成した二次成果物に、上位規約等に定められた権利表



示をせずに第三者に提供する行為

### 第3節 APIおよびコンピューティングリソース

#### 第35条 (API サービスの内容)

1. API (以下、「本 API」といいます) は、本サービスで提供する衛星データ等呼び出して利用することができるインターフェースであり、コンピューティングリソース (以下、「本コンピューティングリソース」といいます) は、本 API により呼び出した衛星データ等の解析に用いることができるサーバ機能またはサーバ設備です (以下、本節において本 API と本コンピューティングリソースを併せて「API サービス」といいます)。

#### 第36条 (API 契約)

1. API サービスの利用には、当社と別途契約 (以下、「API 契約」といいます) が必要となります。API サービスの提供条件の詳細は、API 契約に定めるものとします。
2. API サービスは、当社が提供する「さくらの VPS サービス」、「さくらのクラウドサービス」または「さくらの専用サーバサービス」を利用します。利用者は、当社が定める、利用者が API サービスの利用を行っている時点で最新の「基本約款」および利用するサービスのサービス別約款を遵守するものとします。

#### 第37条 (契約期間)

1. API サービスの契約期間は、API 契約に定めるものとします。ただし、API 契約の契約期間にかかわらず、本約款に基づく本サービス利用契約が終了した場合には、API 契約も当然に終了するものとします。
2. 利用者は、契約期間の満了により、または事由の如何にかかわらず、解約もしくは解除により、API 契約が終了する場合、当該終了の日までに、API サービスに関する本件機器から利用者データを削除するものとします。API 契約が終了したにもかかわらず、API サービスに関する本件機器に利用者データが残置されていた場合、当社は当該利用者データを削除することができ、当該削除に関し何らの責任も負わないものとします。

#### 第38条 (トークン等の利用)

1. 利用者は、利用者に対して当社が発行した本 API のトークンその他の情報 (以下、「トークン等」といいます) を、自己の責任において適切に管理するものとし、当該管理により生じた結果 (トークン等を第三者に開示し、漏洩または推知されたことにより生じた結果を含みます) につき当社に対し全責任を負うものとします。
2. 利用者は、トークン等を本コンピューティングリソースにおいてのみ利用できるものとし、本サービス外の環境から利用してはなりません。

3. 利用者は、トークン等を第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買、質入れ等をしてはなりません。
4. 利用者は、利用者以外の第三者に対して当社が発行したトークン等を利用してはなりません。

### 第39条（禁止事項）

1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
  - i. API サービスを、本サービスにおいて提供される衛星データ等の解析以外の目的で利用する行為
  - ii. API サービスを利用して、本サービスにおいて提供される衛星データ等（上位規約等において複製が許諾されているものを除く）を本サービス外にダウンロードする行為
  - iii. 当社が別途指定する本APIのリクエスト制限を超過してリクエストを送信する行為
  - iv. API サービスを利用して作成した二次成果物に、上位規約等に定められた権利表示をせずに第三者に提供する行為

## 第4節 Tellusマーケット

### 第40条（マーケットサービスの内容）

1. Tellus マーケット（以下、本節において、「マーケットサービス」といいます）は、利用者へ次の各号に定めるもの（以下、総称して「ツール」といいます）または役務の提供を希望する当社または当社以外の者（以下、本節において、当社以外の者を「プロバイダ」といい、当社とプロバイダを総称して「プロバイダ等」といいます）から、利用者が直接ツールの利用許諾を受けることができる機能等を提供するサービスです（以下、本節において、マーケットサービスを利用してツールの利用許諾または役務の提供を受ける利用者を「カスタマー」といいます）。なお、カスタマーに提供されるツールのうち、当社がカスタマーに対して直接提供するものを「公式ツール」、プロバイダが提供するものを「プロバイダ提供ツール」というものとします。
  - i. データ：衛星データ、地上データその他のデータをいいます。
  - ii. アルゴリズム：本サービス上のデータを活用するためのプログラムであり、本サービス上のコンピューティングリソースまたはプロバイダのリソース上で利用するものをいいます。
  - iii. アプリ：本サービス上のデータを活用するためのソフトウェアであり、OS サービスまたはカスタマーのリソースにインストールの上で利用するものをいいます。

### 第41条（ツールの利用許諾）

1. マーケットサービス上の、各ツールの利用許諾ページから、カスタマーが申込み情報を送信し、プロバイダ等の承認後、当社が利用開始の通知をカスタマーへ送信したことをもって、カスタマーとプロバイダ等との間にツールの利用許諾契約が成立するものとします。プロバイダ等の承認が得られなかった場合、カスタマーは、当該ツールを利用することはできません。
2. カスタマーは、本約款に加え、各プロバイダ等が定めるツールの利用許諾条件を遵守する必要があります。ただし、利用許諾条件は、各プロバイダ等が本約款別紙に定める利用許諾条件の範囲内において定めるものとし、本約款とプロバイダ等が定めるツールの利用許諾条件に矛盾または抵触する定めがある場合は、本約款が優先するものとします。

#### 第42条（ツールの利用許諾代金の支払方法）

1. カスタマーは、プロバイダに支払うべきツールの利用許諾代金および適用されるすべての税金を、次条に定める支払期限までに、クレジットカード払いの方法によりプロバイダに対して支払うものとします。

#### 第43条（ツールの利用許諾代金の支払形態および支払期限）

1. カスタマーは、ツール毎にプロバイダが設定した支払形態に基づき、それぞれ以下の支払期限までに、前条の利用許諾代金を支払うものとします。
  - i. 支払形態が「一括前払い」の場合、ツールの利用許諾の申込み時に支払うものとします。
  - ii. 支払形態が「月額前払い」の場合、申込日の属する月は、申込日から当月末日までの利用許諾代金を利用許諾の申込み時に、申込日の翌月以降は、毎月1日から末日までの利用許諾代金を当月1日までに、それぞれ支払うものとします。
  - iii. 支払形態が「月額後払い（従量課金）」の場合、毎月1日から末日までの利用許諾代金を、翌月1日までに支払うものとします。

#### 第44条（ツールおよびその提供に関する非保証、免責）

1. 当社は、プロバイダ提供ツールについて、仕様を満たすこと、不具合のないこと、法令に違反しないこと、第三者の権利を侵害しないことその他の一切の保証をするものではありません。プロバイダ提供ツールによって、カスタマーまたは第三者が損害を負った場合には、カスタマーとプロバイダとの間の当該プロバイダ提供ツールの利用許諾契約に基づき、プロバイダが責任を負い、当社は一切の責任を負いません。
2. プロバイダ提供ツールの提供に関連してカスタマーとプロバイダとの間に発生した紛争に関しては、当事者間でその責任と費用負担において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

3. ツールは、プロバイダ等の都合により、提供終了となる場合があります。この場合、プロバイダ等からカスタマーに、提供終了の60日前までに通知を行うものとします。プロバイダ提供ツールの提供終了または通知の遅延によって、カスタマーまたは第三者が損害を負った場合には、カスタマーとプロバイダとの間の当該プロバイダ提供ツールの利用許諾契約に基づき、プロバイダが責任を負い、当社は一切の責任を負いません。
4. プロバイダ提供ツールは、プロバイダの契約違反等を原因とするプロバイダ登録の抹消により、提供終了となる場合があります。この場合、当社は遅滞なくカスタマーに対して通知するよう努めるものとします。プロバイダ提供ツールの提供終了によって、カスタマーまたは第三者が損害を負った場合には、カスタマーとプロバイダとの間の当該プロバイダ提供ツールの利用許諾契約に基づき、プロバイダが責任を負い、当社は一切の責任を負いません。

#### 第45条（サポート）

1. カスタマーは、プロバイダ提供ツールに関するサポートについては、当該プロバイダ提供ツールを提供するプロバイダに問い合わせるものとします。当社は各プロバイダ提供ツールに関するサポートを行いません。
2. カスタマーは、マーケットサービスおよび公式ツールのサポートについては、当社に問い合わせるものとします。

#### 第46条（その他の役務の提供）

1. プロバイダは、ツールの他に、衛星データ等に関するコンサルテーション等の役務の提供を行うことができるものとし、カスタマーは、マーケットサービスの機能を用いてプロバイダと直接当該役務の利用契約を締結することができます。当該役務の提供、利用代金の支払およびその支払方法、当該役務における非保証ないし免責ならびに当該役務の提供におけるサポートについては、第41条ないし第45条の規定を準用して適用するものとします。また、当該役務は、これに加えて別途プロバイダとカスタマーの間で合意する利用契約の条件に基づき提供されるものとします。

### 第5節 Tellus Satellite Data Traveler

#### 第47条（Traveler サービスの内容）

1. Tellus Satellite Data Traveler（以下、本節において、「Traveler サービス」といいます）は、衛星データの権利者の代理店である当社を通じて衛星データの利用許諾を受けることができる機能および利用許諾を受けた衛星データの利用（アクセスまたはダウンロード等）ができる機能等を提供するサービスです。
2. 衛星データの提供形式は、次の各号に定めるとおりです。
  - i. 利用者が衛星データにアクセスして用いる形式

- ii. 利用者が本サービスの環境内または環境外に衛星データをダウンロードして用いる形式
- iii. その他、データ契約（次条で定義するものを指します。）にて定める形式

#### 第48条（データ契約）

1. 衛星データの利用には、当社との別途の契約（以下、本節において「データ契約」といいます）が必要となります。衛星データの提供条件の詳細（契約期間、衛星データの権利者が定める衛星データの利用許諾条件、衛星データの利用許諾代金ならびにその支払方法および支払期限等を含みますが、これに限りません。）は、データ契約に定めるものとします。
2. データ契約の契約期間にかかわらず、本約款に基づく本サービス利用契約が終了した場合、利用者が本サービスの環境外で用いる形式で提供される衛星データに関するデータ契約を除き、データ契約も当然に終了するものとします。

#### 第49条（トークン等の利用）

1. 利用者は、利用者に対して当社が提供した、利用者がアクセスして用いる形式の衛星データのトークンその他の情報（以下、本節において「トークン等」といいます）を、自己の責任において適切に管理するものとし、当該管理により生じた結果（トークン等を第三者に開示し、漏洩しまたは推知されたことにより生じた結果を含みます）につき当社に対し全責任を負うものとします。
2. 利用者は、トークン等を第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買、質入れ等をしてはなりません。
3. 利用者は、当社が利用者以外の第三者に対して発行したトークン等を利用してはなりません。

#### 第50条（禁止事項）

1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
  - i. 衛星データ（上位規約等において複製が許諾されているものを除く）を本サービス外にダウンロードする行為
  - ii. 当社が別途指定するAPIのリクエスト制限を超過してリクエストを送信する行為
  - iii. 衛星データおよび衛星データを利用して作成した二次成果物を、上位規約等で認められていない第三者に提供する行為
  - iv. 衛星データおよび衛星データを利用して作成した二次成果物に、上位規約等に定められた権利表示をせずに第三者に提供する行為

#### 第51条（サポート）

1. 利用者は、Traveler サービスおよび Traveler サービスを通じて利用する衛星データに関するサポートについて、当社に問い合わせるものとします。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡の上、当社および衛星データの権利者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。

#### 第6節 サービスの追加、変更

##### 第52条（サービスの追加、変更）

1. 当社は、本サービスに対して合理的な更新を随時行うことができ、サービスの追加、変更を行うことができるものとします。

#### 附則

##### 第1条（適用開始）

1. この約款は、2020年12月1日から適用された Tellus サービス約款を変更したものであり、第4条に基づき、2021年10月8日より適用されます。

各ツールについての利用許諾条件

1-1. データ（公式ツール）（以下、本1-1においては単に「データ」という）

- (1) カスタマーが本サービスの環境内において、データを複製、翻案その他の方法により自由に利用できること。
- (2) カスタマーが、カスタマー自身がデータを翻案して作成した二次成果物を、本サービスの環境内外を問わず自由に利用できること。また、当社が定めた条件に従って、二次成果物を第三者に利用させることができること。
- (3) カスタマーが当社との利用許諾契約および本約款に従ってデータを利用する限りにおいて、当社は自ら著作者人格権を行使せず、従業員または委託先等をして行使させないこと。
- (4) データまたはデータを翻案して作成した二次成果物の利用に関連して、カスタマーまたは第三者に損害が生じた場合は、本約款に特に定める場合を除き、カスタマーが自己の責任と費用で解決するものとし、当社は一切責任を負わないこと。
- (5) カスタマーが本サービスの環境内外を問わずダウンロードして用いる形式で提供されるデータについては、理由の如何を問わずツールの削除がなされた場合であっても、当社が特約を設けていない限り、前各号の許諾の期間は無期限であること。
- (6) カスタマーがアクセスして用いる形式で提供されるデータについては、当社がツールの削除を行う場合、その予定日の60日前までにカスタマーに通知されること。

1-2. データ（プロバイダ提供ツール）（以下、本1-2においては単に「データ」という）

- (1) データおよび当該データを翻案して作成した二次成果物の利用条件は、当社とプロバイダとの合意により予め決定され、カスタマーは、各ツールの利用許諾ページにおいて公開されている当該利用条件に従い、プロバイダと利用許諾契約を締結すること。
- (2) カスタマーがプロバイダとの利用許諾契約および本約款に従ってデータを利用する限りにおいて、プロバイダは自ら著作者人格権を行使せず、従業員または委託先等をして行使させないこと。
- (3) データまたはデータを翻案して作成した二次成果物の利用に関連して、カスタマーまたは第三者に損害が生じた場合は、カスタマーとプロバイダとの利用許諾契約に基づいてプロバイダが責任を負い、当社は一切責任を負わないこと。
- (4) カスタマーが本サービスの環境内外を問わずダウンロードして用いる形式で提供されるデータについては、理由の如何を問わずプロバイダ登録の解約もしくは抹消またはツールの削除がなされた場合であっても、プロバイダが特約を設けていない限り、前

各号の許諾の期間は無期限であること。

- (5) カスタマーがアクセスして用いる形式で提供されるデータについては、プロバイダがプロバイダ登録の解約またはツールの削除を行う場合、その予定日の60日前までにカスタマーに通知されること。

#### 2-1. アルゴリズム（公式ツール）（以下、本2-1においては単に「アルゴリズム」という）

- (1) カスタマーが本サービスの環境内でアルゴリズムを実行し、得られた結果を、本サービスの環境内外を問わず、複製、翻案その他の方法により自由に利用できること。
- (2) カスタマーが、カスタマー自身がアルゴリズムを実行して得られた結果を用いて作成した二次成果物を、本サービスの環境内外を問わず自由に利用でき、また、第三者に利用させることができること。
- (3) カスタマーが当社との利用許諾契約および本約款に従ってアルゴリズムを利用する限りにおいて、当社は自ら著作権人格権を行使せず、従業員または委託先等をして行使させないこと。
- (4) アルゴリズムまたはアルゴリズムを実行して得られた結果を用いて作成した二次成果物の利用に関連して、カスタマーまたは第三者に損害が生じた場合は、本約款に特に定める場合を除き、カスタマーが自己の責任と費用で解決するものとし、当社は一切責任を負わないこと。
- (5) 当社がアルゴリズムの削除を行う場合、その予定日の60日前までにカスタマーに通知されること。

#### 2-2. アルゴリズム（プロバイダ提供ツール）（以下、本2-2においては単に「アルゴリズム」という）

- (1) アルゴリズムの利用条件は、当社とプロバイダとの合意により予め決定され、カスタマーは、各ツールの利用許諾ページにおいて公開されている当該利用条件に従い、プロバイダと利用許諾契約を締結すること。
- (2) カスタマーが、カスタマー自身がアルゴリズムを実行し、得られた結果を、本サービスの環境内外を問わず、複製、翻案その他の方法により自由に利用できること。また、カスタマー自身がアルゴリズムを実行して得られた結果を用いて作成した二次成果物を、本サービスの環境内外を問わず自由に利用でき、また、第三者に利用させることができること。
- (3) カスタマーがプロバイダとの利用許諾契約および本約款に従ってアルゴリズムを利用する限りにおいて、プロバイダは自ら著作権人格権を行使せず、従業員または委託先等をして行使させないこと。
- (4) アルゴリズムまたはアルゴリズムを実行して得られた結果を用いて作成した二次成



果物の利用に関連して、カスタマーまたは第三者に損害が生じた場合は、カスタマーとプロバイダとの利用許諾契約に基づいてプロバイダが責任を負い、当社は一切責任を負わないこと。

- (5) プロバイダがプロバイダ登録の解約またはアルゴリズムの削除を行う場合、その予定日の60日前までにカスタマーに通知されること。

### 3-1. アプリ（公式ツール）（以下、本3-1においては単に「アプリ」という）

- (1) カスタマーが本サービスの環境内外を問わず、アプリを実行し、得られた結果を複製、翻案その他の方法により自由に使用できること。
- (2) カスタマーが、カスタマー自身がアプリを実行して得られた結果を用いて作成した二次成果物を、本サービスの環境内外を問わず自由に利用でき、また、第三者に利用させることができること。
- (3) カスタマーが当社との利用許諾契約および本約款に従ってアプリを利用する限りにおいて、当社は自ら著作者人格権を行使せず、従業員または委託先等をして行使させしないこと。
- (4) アプリまたはアプリを実行して得られた結果を用いて作成した二次成果物の利用に関連して、カスタマーまたは第三者に損害が生じた場合は、本約款に特に定める場合を除き、カスタマーが自己の責任と費用で解決するものとし、当社は一切責任を負わないこと。
- (5) カスタマーが本サービスの環境内外を問わずダウンロードして用いる形式で提供されるアプリについては、理由の如何を問わずツールの削除がなされた場合であっても、当社が特約を設けていない限り、前各号の許諾の期間は無期限であること。
- (6) カスタマーがアクセスして用いる形式で提供されるアプリについては、当社がツールの削除を行う場合、その予定日の60日前までにカスタマーに通知されること。

### 3-2. アプリ（プロバイダ提供ツール）（以下、本3-2においては単に「アプリ」という）

- (1) アプリの利用条件は、当社とプロバイダとの合意により予め決定され、カスタマーは、各ツールの利用許諾ページにおいて公開されている当該利用条件に従い、プロバイダと利用許諾契約を締結すること。
- (2) カスタマーが、カスタマー自身がアプリを実行し、得られた結果を、本サービスの環境内外を問わず、複製、翻案その他の方法により自由に利用できること。また、カスタマー自身がアプリを実行して得られた結果を用いて作成した二次成果物を、本サービスの環境内外を問わず自由に利用でき、また、第三者に利用させることができること。
- (3) カスタマーがプロバイダとの利用許諾契約および本約款に従ってアプリを利用する限りにおいて、プロバイダは自ら著作者人格権を行使せず、従業員または委託先等をし

て行使させないこと。

- (4) アプリまたはアプリを実行して得られた結果を用いて作成した二次成果物の利用に関連して、カスタマーまたは第三者に損害が生じた場合は、カスタマーとプロバイダとの利用許諾契約に基づいてプロバイダが責任を負い、当社は一切責任を負わないこと。
- (5) カスタマーが本サービスの環境内外を問わずダウンロードして用いる形式で提供されるアプリについては、理由の如何を問わずプロバイダ登録の解約もしくは抹消またはツールの削除がなされた場合であっても、プロバイダが特約を設けていない限り、前各号の許諾の期間は無期限であること。
- (6) カスタマーがアクセスして用いる形式で提供されるアプリについては、プロバイダがプロバイダ登録の解約またはツールの削除を行う場合、その予定日の60日前までにカスタマーに通知されること。